

協議第29号

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて提出する。

平成15年10月27日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

障害者福祉事業の取扱いについて

- (1) 国が定める制度については、障害者福祉等に関する法律及び施行細則、
其他要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- (2) 国県補助事業については、実施要綱を統一して実施する。
- (3) 在宅障害者共同作業所通所費助成については、要綱を統一して実施する。
- (4) 移送費助成事業については、要綱を統一して実施する。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	(各種事務事業の取扱い) 障害者福祉事業の取扱い
関 連 項 目	支援費制度 特別障害者手当等 障害者社会参加促進事業 重度身体障害者訪問入浴サービス事業 障害者共同作業所補助金 在宅障害者共同作業所通所費助成 移送費助成事業

各市町の現況（平成15年4月1日現在）				
項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
国の制度 ・支援費制度	障害者福祉に関する法律及び施行細則による事業について実施。 身体障害者手帳所持者 1級100人 2級147人 3級88人 4級87人 5級27人 6級28人 療育手帳所持者 A判定49人 B判定27人	障害者福祉に関する法律及び施行細則による事業について実施。 身体障害者手帳所持者 1級65人 2級72人 3級57人 4級55人 5級18人 6級24人 療育手帳所持者 A判定17人 B判定13人	障害者福祉に関する法律及び施行細則による事業について実施。 身体障害者手帳所持者 1級68人 2級49人 3級44人 4級53人 5級22人 6級15人 療育手帳所持者 A判定23人 B判定18人	障害者福祉に関する法律及び施行細則による事業について実施。 身体障害者手帳所持者 1級118人 2級95人 3級83人 4級83人 5級29人 6級30人 療育手帳所持者 A判定42人 B判定27人
・特別障害者手当等	支給内容 特別障害者手当受給者：10人 月額26,860円 障害児福祉手当受給者：4人 月額14,610円 福祉手当(旧法)受給者：1人 月額14,610円	支給内容 特別障害者手当受給者：15人 月額26,860円 障害児福祉手当受給者：0人 月額14,610円 福祉手当(旧法)受給者：0人 月額14,610円	支給内容 特別障害者手当受給者：11人 月額26,860円 障害児福祉手当受給者：4人 月額14,610円 福祉手当(旧法)受給者：0人 月額14,610円	支給内容 特別障害者手当受給者：9人 月額26,860円 障害児福祉手当受給者：2人 月額14,610円 福祉手当(旧法)受給者：1人 月額14,610円
国県補助事業 ・障害者社会参加促進事業	なし (自動車運転免許取得事業は県補助事業により実施)	なし (自動車運転免許取得事業は県補助事業により実施)	なし (自動車運転免許取得事業は県補助事業により実施)	なし (自動車運転免許取得事業は県補助事業により実施)

具体的な調整方法	
障害者福祉法による制度 国県補助事業	・支援費制度、特別障害者手当は、障害者福祉に関する法律及び施行細則、其他要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。 ・障害者社会参加促進事業等国県補助事業については、住民の要望に即した事業を選択し、実施要綱を統一して実施する。

調整内容	<p>1. 国が定める制度については、障害者福祉等に関する法律及び施行細則、その他要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。</p> <p>2. 国県補助事業については、実施要綱を統一して実施する。</p> <p>3. 在宅障害者共同作業所通所費助成については、要綱を統一して実施する。</p> <p>4. 移送費助成事業については、要綱を統一して実施する。</p>
------	--

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
国県補助事業 ・重度身体障害者訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難で、かつ施設への通所入浴ができない重度身体障害者(児)に、移動入浴車による入浴サービスを提供する。 社会福祉協議会へ委託して実施。	な し	要介護状態となった身体障害者が、可能な限り自宅において日常生活を営むことができるように入浴の援助を行う。 社会福祉協議会へ委託して実施。	な し
・障害者共同作業所補助金	精神障害者小規模作業所補助金として、本荘由利地域家族会「根分けの会」に運営費補助金を交付。 施設数：1施設 通所者：15人	施設・通所者なし。	施設・通所者なし。	本荘由利地域家族会「根分けの会」に、入所委託費を支出。(町単独) 施設数：なし 通所者：3人
在宅障害者共同作業所通所費助成	小規模作業所に通所する障害者に公共交通料金の1/2以内を支給する。	な し	な し	な し
移送費助成事業	対象者 ・身障手帳3級以上で視覚・平衡・下肢・体幹・内部に障害のある者 助成額 ・タクシー利用券(基本料金分)年間24回分	な し	な し	な し

各市町の現況（平成15年4月1日現在）				
項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
国県補助事業 ・重度身体障害者訪問入浴サービス事業	なし	なし	ホームヘルプサービス事業で実施。	なし
・障害者共同作業所補助金	本荘由利地域家族会「根分けの会」に、運営費補助金を交付。(町単独) 施設数：なし 通所者：3人	施設・入所者なし。	心身障害者小規模作業所事業費補助金として、「ゆうゆう(友遊)小規模作業所」に運営費補助金を交付。 施設数：1施設 通所者：13人	施設・入所者なし。
在宅障害者共同作業所通所費助成	本荘由利地域家族会「根分けの会」に対して、定期券相当額の1/3を補助する。	なし	なし	なし
移送費助成事業	なし	対象者 ・身障手帳2級以上の者及び ・身障手帳3級で平衡・下肢・体幹に障害のある者 ・療育手帳Aの者 助成額 ・タクシー利用券（基本料金分）年間24回分	なし	対象者 ・身障手帳2級以上の者 ・療育手帳Aの者 助成額 ・タクシー券（基本料金分）年間12回分

具体的な調整方法	
重度身体障害者訪問入浴サービス事業 障害者共同作業所補助金 在宅障害者共同作業所通所費助成 移送費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者訪問入浴サービス事業等国県補助事業については、住民の要望に即した事業を選択し、実施要綱を統一して実施する。 ・障害者共同作業所補助については、新市全域が県補助対象となり、新市で実施する。 ・在宅障害者共同作業所通所費助成については、要綱を統一して実施する。 ・移送費助成事業については、障害者の自立と社会参加を支援し、要綱を統一して実施する。